

グループホームおおつるの家運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者又は要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切に行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護は指定認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 4 共同生活住居における介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事務所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームおおつるの家
- (2) 所在地 日田市大鶴町2267-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1 ユニット)

- (1) 管理者 1名 （常勤、兼務）

管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが出来る。

従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 2名 （管理者、介護従事者と兼務）

指定認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の連絡調整を行う。

(3) 介護従事者 15 名以上

介護従事者は、必要な介護、支援業務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18 名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要介護者又は要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において次のサービスを提供する。

- ① 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中で機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護計を提供するに際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに、当該計画を交付するものとする。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて、各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割若しくは2割・3割の額とする。

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が利用者に対し、指定介護認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきサービス単位を加算する。

サービス提供体制加算	(I)	22 単位	
介護職員等处遇改善加算	(I)	所定単位数の 21.0%	
医療連携体制加算	(I)	1 日につき 47 単位加算	(10 月より)

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、利用者の利用に応じ、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家 賃 42,000円/月
- ② 食 材 48,000円/（30日）
- ③ 光熱水費 9,000円
- ④ 理美容代 実 費
- ⑤ オムツ代 実 費
- ⑥ 医療費 実 費
- ⑦ 消耗品代 2,500円/月
- ⑧ 通院介助 3,000円 （家族希望の時）
- ⑨ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 月の途中における入居又は退居については、日割り計算とする。

5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援者であって認知症の状況にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がない者
- ② 自傷他害のおそれがないこと
- ③ 入院治療を要する者等、常時医療機関において、治療をする必要がないこと

（施設の利用の当たっての留意事項）

第10条 施設の利用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従事者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
 - ② 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
 - ③ 利用者は、健康に留意するものとする。
 - ④ 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

- ③ 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(苦情処理)

第 11 条 利用者やその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者及びその家族等への説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 12 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のため、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(衛生管理)

第 13 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年 1 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、非常災害時に日田消防署及び日田市長寿福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元大鶴町自治会と協力・連携体制を図るため上記訓練のうち年 1 回の合同訓練の実施を行う。
- 3 事業所は、非常災害時に利用者（及び大鶴地区住民）の最低でも 3 日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(緊急時における対応方法)

第 15 条 共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき、市町村及び利用者の家族等に連絡を行う。

- 2 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、総合病院又は専門病院への緊急搬送を行う等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待に関する事項)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる

ものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 介護職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 介護従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 虐待防止に関する研修 年1回
- ③ 権利擁護に関する研修 年1回
- ④ 認知症ケアに関する研修 年1回
- ⑤ 介護予防に関する研修 年1回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、同意を得るとともに、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない状況等を記録するものとする。

5 事業所は、諸記録の整備をし、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人紫雲福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。